

C O P 6 報 告

1 . 会 議 日 程

平成 12 年 11 月 13 日 ~ 平成 12 年 11 月 25 日

2 . 場 所

オランダ・ハーグ

Netherlands Conference Center

3 . 会 議 参 加 者

政府関係者、国連機関、NGO、プレスをすべて含めて約 7000 人

4 . 会 議 の 結 果

11 月 23 日夜にブロンク議長（オランダ）から出された“ NOTE BY THE PRESIDENT OF COP6 ”について検討するも、この議長案に各国が反発。

各国・各グループの対立点についての合意が得られず、何も決議することができないまま物別れに終わった。

5 . 議 長 案 “ NOTE BY THE PRESIDENT OF COP6 ” の 内 容

(1) 構 成

全部で 14 ページの構成であり、主要論点について、今回の C O P 6 において作られた分科会ごとに整理し、議長個人の責任で作成された合意案(Official Document の位置付けではない)。

内容は大きく分けて以下の 4 つ。

Box A キャパシティービルディング、技術移転、悪影響、ファイナンス

Box B メカニズム（日本の川口環境庁長官が分科会の議長を務めた）

Box C 土地利用、土地利用変化と森林

Box D 政策措置、遵守、算定方式、報告とレビュー

(2) 主 要 論 点 の 記 載 内 容

別紙のとおり。

各国の主張をまんべんなく取り入れた案ではあるが、同時に全体としてみるとどの国からも不満をもたせる内容となった。

6 . 今 後 の 見 通 し

C O P 6 は中断扱いとなり、来年 5 月に再開となる見通し。

これに先立ち各国は来年 1 月 1 5 日迄に意見を提出することになっている。

別紙：議長ペーパーにおける主要論点の記載内容

項目	議長ペーパー “ NOTE BY THE PRESIDENT OF COP6 ” の内容
Box A：キャパシティービルディング、技術移転、悪影響、ファイナンス	<p><u>基金メカニズムと GEF に対するガイダンス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適応基金 (adaptation fund) GEF の下で設置される新しい基金。資金は CDM の収益の一部 (プロジェクトによって生み出される CER の 2%) から生み出される。 ・ 条約基金 (Convention fund) GEF の下での新しい窓口。この窓口の下で、付属書 締約国は、技術移転や技術支援、気候変動関連の能力育成、経済多様化への支援といった発展途上国における活動に対する新規で追加的な基金を提供する。また、市場経済移行国に対し能力育成の支援も行う。資金は、付属書 締約国の自主的な寄付金や初期割当量の一定量の移転、ODA。 ・ 資金 (Resources) このほかに 2005 年までに年間 10 億 US ドルを資金増額することを提案。未達の場合は JI と ET の実施について課徴金を課す。
Box B：メカニズム	<p><u>CDM の Executive Board の構成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 つの国連地域グループからの同数の代表と、小島嶼途上国から 1 名の代表から成ることを提案。(合計 16 名) <p><u>CDM 活動の適格性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト活動がその国の政策や持続可能な開発にあっていのかどうかの判断は、締約国の自由裁量。 ・ CDM に原子力を使用することを控える。 ・ 以下の内容の CDM は、手続きが優先される。 再生可能エネルギー、エネルギー効率向上 <p><u>補足性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出目標の達成は、国内行動を第一優先とするべき。この原則の遵守は、遵守委員会の促進部によって評価される。最初の評価は、第四回国別報告の時点で、2005 年までに行われる。 <p><u>取引の様式と責任</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告、レビュー、強くて拘束力のある遵守制度だけでは締約国の売りすぎを防ぐことは出来ない。締約国は、割当量もしくは最近の排出の 70% をとっておく。(排出権取引で売ることができるのは 30% 分だけということ。)

	<p><u>CDMの地域的配分の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CDMプロジェクトの公的資金は現在のODAに追加的なものであるべき。
Box C : 土地利用、土地利用変化と森林	<p><u>3.3条における植林・再植林・森林減少の定義</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植林・再植林・森林減少の定義は、IPCCベースとする。(伐採・再植林のサイクルを対象とせず、土地利用変化を伴う活動のみ。日本政府はFAOベースを主張していた。)
	<p><u>3.4条における追加的活動と計算方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適格な活動：牧畜・耕作経営、森林経営、再植生 ・ 計算方法： <ul style="list-style-type: none"> a) 締約国の基準年排出量の3%をクレジットの上限とする。 b) 3.3条におけるマイナス(吸収よりも排出が多い)を相殺するレベルまで3.4条の活動についてクレジットを、30MtCO₂を限度として受け取れる。 c) このレベルを超えた場合 <ul style="list-style-type: none"> - 森林管理活動 クレジットの85%が差し引かれる(15%受け取れる) - その他の3.4条の活動 クレジットの30%が差し引かれる(70%受け取れる)
	<p><u>CDMの下での土地利用、土地利用変化と森林</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CDMに植林と再植林を含む。ただし、森林減少と土地劣化を防ぐ活動は含めない。
Box D : 政策措置、遵守、算定方式、報告とレビュー	<p><u>遵守：議定書3.1条に伴う不遵守の結果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不遵守の結果については、事前に合意しておかなければならない。 ・ 罰則率1.5で、次期約束期間の割当量から超過排出量を引く。 ・ 未達成分を回復する遵守行動計画を作る。
	<p><u>遵守：遵守委員会の構成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在のUNFCCCの慣行をもとに促進部・執行部とも11人のメンバーを指名(5つの国連地域グループそれぞれから同数のメンバーとこれに小島嶼途上国から1名の代表)